

権力を意味づけるもの(二)

——ジェンダー・セクシュアリティとイデオロギー——

木村 祐治

はじめに

第一章 行為者とコンテキスト——“権力”はどのような観点から捉えられてきたのか？

1 一次元的権力観

2 二次元的権力観

3 ルー克斯の疑問——“観察可能な行動”がすべてなのか？

4 三次元的権力観

第二章 道具としての権力、コンテキストとしての権力——権力と“権力者”の結びつきは必然か？

1 権力行使⇨権力者の“意図”の現実化

2 権力者とその意図は確実に存在するのか？

3 “コンテキスト”の捉えかた——権力者の“道具”として、権力それ自体として

4 権力と“権力者の意図”の切断——権力をどこに見出すのか？

(以上、本号)

第三章 権力の自然化とイデオロギー——ジェンダー、セクシュアリティにおける権力と言説のかかわりからイデオロギーと権力の意味づけ——まとめにかえて

はじめに

拙稿「政治的自発性の追求——Terry Eagleton, *Literary Theory*を手がかりに」(『関西大学法学論集』第五二巻第六号(二〇〇三年三月))において取り上げたように、テリー・イーグルトン(Terry Eagleton)は、彼の主著のひとつ『*Literary Theory* (日本語訳書タイトル『文学とは何か』)の中で、「イデオロギー」について、次のように述べていた。「イデオロギー」とは、すなわち、「わたしたちが話したり、信じたりしていることと社会の権力構造や権力関係とを結びつける方法⁽¹⁾」であり、「単に個人的嗜好のことを指しているのではなく、ある社会集団が、他の社会集団に対して権力を行使し、また権力を維持して、いこうとするときに依拠するさまざまな前提条件⁽²⁾」(強調は引用者)である、と。さらに彼は、「イデオロギー」という語を用いるに際して、次のような留保を付けていた。「わたしたちの抱いている潜在的な価値判断やカテゴリーのすべてが、即イデオロギーと呼ばれるわけではない……(中略)わたしが「イデオロギー」という語によっていわんとしているのは、ひとつとの中に深く刻み込まれ、またしばしば意識されないような信念のことではない。そのようなものではなく、社会権力の維持と再生に何らかのかたちで関係を持つ感情、信念、価値判断、認識のさまざまな様式⁽³⁾のことなのである」(強調は引用者)、と。

ここから読み取れるのは、イデオロギーの下支えによって、権力は、その効力を維持することができる、ということである。イーグルトンは、*Literary Theory*において、既存の文学(批評)理論が、ひいては文学なるものそれ自体が、社会においてイデオロギーの役割を、つまりは政治的な役割を果たしているということを明らかにし、別の理論を適用することによって既存の理論を批判していくことを提唱した。その意味で、イーグルトンにとって、(文学)

批評とは、イデオロギーに、そして権力に対峙することであり、政治的実践^{II}活動にほかならない。

このような基本姿勢から、イーグルトンは、*Literary Theory*において、彼の「政治的実践」に有効な理論として、マルクス主義のほかに、フェミニズム批評、ならびにフェミニズムの影響を受けた精神分析批評に好意的な評価を与えていた。⁽⁴⁾ もう一点、着目すべきは、彼が「本書(引用者註・*Literary Theory*)において、わたしは、ミシェル・フーコー(Michel Foucault)の研究について、明示的には論じなかった。しかし、フーコーの影響は、本書のすみずみにまで及んでいる。したがって本書の結論は、フーコーなくして、およそありえなかつたであろう」⁽⁵⁾と述べていることである。

このことから、イーグルトンは、フェミニズム、ならびにフーコーと関心領域を共有しているとみなすことができ。言い換えると、イーグルトンは、フェミニズムとフーコーの理論・思想によって、イデオロギーの、そして権力のひとつの側面を捉えられると考えているのである。事実、フェミニズムは「ジェンダー」という概念を通じて、フーコーは医療や監獄、そして「セクシュアリティ」などの考察を通じて、「権力」を問題にしている。

この「権力」なるものが、政治学において重要な概念であることは、改めて述べるまでもない。先行研究のごく一部を例に取っても、権力概念は、「政治学にとって唯一ではないにしても最も基本的な範疇のひとつ」⁽⁶⁾(丸山眞男)にして「主要概念の一つであることは衆目の一致するところ」⁽⁷⁾(新川敏光)であり、二〇世紀の社会科学において「つねに論争的な主題であった」⁽⁸⁾(向山恭一)とされている。

政治学という学問の場を離れても、「権力」という語それ自体は、わたしたちにとってきわめて身近なものであるには違いない。そのような日常において、「権力」という語からまず連想されるのは、ある個人や集団の行動、思考

などに一定の方向づけが与えられることであろう。方向づけの手法としては、たとえば、個人や集団の意思を押さえつけるという強制的なかたち——この「強制」⁽⁹⁾という点に、権力の影を最も色濃く感じさせられることが多いであろう——を考えることができる。あるいは、本論で取り上げるように、権力が個人や集団の意思そのものをつくりだすという例も想定できるかもしれない。ともあれ、どのような観点から権力を捉えるにせよ、この「ものごとの方向づけ」を行なうという点に、権力のはたらきの本質を求められることができると思われる。たとえば、新川敏光は、「権力の奉仕するところは一定の支配であり秩序である」⁽¹⁰⁾（強調は原文）と結論づけているが、「支配」であれ、「秩序」であれ、ものごとに一定の方向性を与えるものであることは疑いない。したがって、本稿では、権力を「ものごとを方向づけるもの」であると規定して議論を進めていくことにしたい。

ところで、「権力」について語るときに前提とされているのは、ほとんどの場合、「ある個人や集団が、別の個人や集団を意のままに操ろうとしている」という図式、逆にいえば「ある個人や集団が、別の個人や集団の意のままに操られている」という図式であろう。それはすなわち、「権力者」権力を行使するもの／＼「権力を行使されるもの」という、二項対立関係に置かれている行為者の存在を意味する。詳しくは本論で取り上げるが、政治学をはじめとする社会科学は、ほとんどの場合、そのような行為者関係の存在を前提として権力を論じているのである。

その一方で、権力によるものごとの方向づけにおいて、権力者（とその意図）の存在は必然なのか、という疑問も生じてくる。たとえば、ジェンダーという視点が問題とする「男らしさ」「女らしさ」である。確かに、「男は男らしく」「女は女らしく」という規範にこだわりを持ち、それらを押しつけようとするひとびと、逆に、そのような押しつけに反対するひとびとは、一定数存在している。このようなひとびとは、社会をある一定の方向に動かそうとして

いるといえる。しかし、彼ら・彼女らを、いわゆる「権力者」として位置づけることについては、常識的・経験的にみて、無理がある。とはいえ、かくも彼ら・彼女らが重要視する規範がわたしたちに影響を与え、わたしたちの行動を方向づけているとすれば、その規範の作用を権力の作用として位置づけることもできるであろう。そのような「権力」は、「権力者」から発せられるものではなく、したがって「権力を行使するもの／されるもの」という二項対立の行為者関係に回収されるものでもない。それは、等しく行為者を取りまくもの¹¹コンテキストからはたらきかけてくる、「権力者（の意図）」を必要としない権力であるということができよう。

ここで注意しなければならないのは、このような規範が、即権力であるということにはならない、という点である。「男は男らしく」「女は女らしく」という規範がひとびとの行動を方向づけることができるのは、ひとびとが、「男らしく」「女らしく」振る舞うことに意義を見出し、この規範を受け容れたときである。つまり、規範は、それだけでは単なる枠組みにすぎない。この枠組みがものごとを方向づける¹¹権力として作用するためには、なんらかの意味づけを必要とするのである。

では、二項対立の権力関係においては、意味づけは不要なのであろうか。権力を行使するもの／されるものという二項対立の権力関係は、権力者が行使する権力に、権力を行使されるものが従うことによってはじめて成立する。そのような場合、ひとびとは、ときとして、理不尽とも思われる行動をも、進んで選り取ってしまう。このように、個人や集団が、権力に自発的に従属——ステイヴン・ルークス (Steven Lukes) の *voluntary compliance, will-ing compliance*⁽¹¹⁾——してしまうのは、いったいなぜなのであろうか。

多くの場合、権力の方向づけを受け容れなければ、ペナルティが待っているであろう。よって、ペナルティを避け

るために、個人や集団は、権力の方向づけを受け容れることになる、という説明は十分に説得力を持っており、実際、それが当てはまるケースも多いにちがいない。しかし、この説明では、ペナルティを避けるためとはいえ、なぜ、理不尽な思いをしてまでも、権力の方向づけを受け容れてしまうことがあるのか、という問いへの回答にはなりえない。ここで、視点を替えてみる。すると、ペナルティが用意されている場合であっても、誰もが権力者とその権力（あるいは権威）に従うとは言い切れないのではないか、ということに気づく。ある種の権力や権威を否定する個人や集団は、いかなるときにも、ほぼ確実に存在しているといつてよい。では、なぜ、権力に従わないものが出てくるのであろうか。

考えられる理由の一つは、そのような個人や集団は、権力に従うこと以上の価値を、権力に従わないことに見出している、というものである。それはすなわち、権力に従うことに意義を見出せないということである。逆に、理不尽なことであっても、それを受け容れられるのは、そこになんらかの意義を見出しているからであるということが出来る。要するに、権力がものごとを方向づけるためには、ペナルティによる威嚇のみでは不十分なケースもあるのであり、それゆえ、権力に従うことに、意義を見出させることが必要になってくるのである。つまり、二項対立の権力関係においても、やはり、意味づけは必要なのである。この意味づけの役割を果たすものこそ、イデオロギーにはかならない。イデオロギーは、したがって、権力とは区別される。繰り返しになるが、それは、権力を意味づけるものであり、行為者を取りまく状況Ⅱコンテキストを構成するものの一部である。

本稿の課題は、この「コンテキスト」に着目することで、権力がいかにしてものごとの方向づけを行なうのか、という、権力の本質について考察しようというものである。詳しくは本論に譲るが、コンテキストという視点から権力

について考えるに際しては、イーグルトンが示唆しているように、ジェンダーやセクシュアリティを論じる際の“権力”の捉えかたが有効であるというのが、本稿でのわたしの基本姿勢である。

なお、あらかじめ断っておくが、本稿は、“ジェンダー”“セクシュアリティ”というテーマそれ自体を検討しようとするものではない。あくまでも、“権力”なるものをどのように捉えることができるのか、という問いに対し、ジェンダーやセクシュアリティがどのような示唆を与えてくれるのか、という観点から、これらのテーマに向き合おうとするものである。

本稿では、次のように議論を進めていく。まず、第一章・第二章では、政治学において、従来、権力なるものがどのように捉えられてきたのか、という問題を取り上げ、そこに見出される権力の特徴と問題点について考える。第三章では、フェミニズムが関心を寄せたジェンダー、フーコーが関心を寄せたセクシュアリティの概念がいかなる背景のもとに成立したのかという点について、これらの成立・生成に“権力”がかかわっているという視点から取り上げ、“ものごとの方向づけ”という権力の本質について考えていくための足がかりとする。なお、フーコーのあまたの業績の中で“セクシュアリティ”に焦点を絞ったのは、性と権力との関係が問題になってくるといってジェンダーと共通するという理由もさることながら、一九七〇年代にフーコーが権力を考察のテーマと設定してのち、はじめて“権力”の定義を示すに至ったのが、セクシュアリティを論じた *Histoire de la sexualité* (『性の歴史』) の第一巻 *La Volonte de Savoir* (『知への意志』) だったとされているからである。⁽¹²⁾

最後に、第一章・第二章で検討した従来型の権力観と第三章で検討したジェンダー・セクシュアリティにかかわる権力に関する議論を踏まえて、ジェンダーやセクシュアリティの概念が与えてくれる示唆をもとに、どのような観点

から「権力」について論ずることができるとか、という問題を取り上げる。あらかじめ述べておくと、それは、権力がものごとを方向づけるに際しては、イデオロギーによる意味づけが必要とされるのであり、ジェンダーやセクシュアリティにおける権力の捉えかたが、このイデオロギーに対するひとつの視点を提供している、というものである。この「イデオロギー」は、先に簡単に述べたように、権力（関係）のもとにある行為者のコンテキストを構成するものの一部である。要するに、本稿の目的は、「権力」を考察するに際して、「コンテキスト」という視点が重要であることを強調するところにある。

※ 日本語訳がある文献の引用については、既訳を参照しつつ、引用箇所を明確にするため、文脈を考慮して、代名詞を名詞に置き換えるなど、適宜訳文を改めたところがある。

- (1) Terry Eagleton, *Literary Theory Second Edition*, Verso, 1996, p. 13. (テリー・イーグルトン『新版 文学とは何か』大橋洋一・訳、岩波書店、一九九六年、二三ページ)
- (2) Eagleton, *Literary Theory*, p. 14. (『文学とは何か』、二五ページ)
- (3) Eagleton, *Literary Theory*, p. 13. (『文学とは何か』、二三ページ)
- (4) イーグルトンに対しては、通常「マルクス主義（文学）批評（理論）家」という位置づけがなされており、当人も「確かに、マルクス主義文学理論やフェミニズム文学理論は存在しているし、わたしの持論では、本書（＝*Literary Theory*）で論じたどの文学理論にもましてそれらには価値がある」（Eagleton, *Literary Theory*, p. 178. 『文学とは何か』、三一四ページ）と述べて、マルクス主義の価値を説いている。ただし、批評活動にあたって依拠する理論は、その対象のありかたによって異なりうる、と彼が主張していた点は強調されなければならない（そしてそれゆえに、彼はマルクスの理論・思想のみならず、フェミニズムやフォーコーの思想を評価したのであるといえる）。したがって、彼を単にマルクス主義者としての側面からのみ理解しようとするのは、適切とはいえないであろう。この点に関しては、木村祐治「政治的自発性の追求——Terry Eagleton, *Literary Theory*を手がかりに」『関西大学法学論集』第五二巻第六号（二〇〇三年三月）、二二〇—二

一九ページ(「おわりに——自発的であることは」)を参照。

- (5) Eagleton, *Literary Theory*, p. 116. (『文学とは何か』、二〇八ページ)
 - (6) 丸山眞男「政治権力の諸問題」『新装版 現代政治の思想と行動』未来社、二〇〇六年、四三三ページ。
 - (7) 新川敏光「権力論の再構成にむけて」『法学』(東北大学) 第四九巻第一号(一九八五年四月)、一二二ページ。
 - (8) 向山恭一「政治権力と民主主義——規範的展開」以後の権力論の課題』内山秀夫・編『政治理論』(講座 政治学 I) 三嶺書房、一九九九年、七三三ページ。
 - (9) 中野敏夫は、「権力」「影響力」「強制」を次のように区別している。中野によれば、「権力」とは、いくつかの可能な選択肢があるという条件のもとで行為者の行為の選択に一定の方向づけを与える力である。「影響力」とは、本人(A)の意思にかかわらず、他者(B)の行為状況を事実的に規定するものである。「強制」とは、本人(A)が他者(B)の行為選択の可能性自体を奪ってしまうものであり、したがって、行為選択の責任と実行は強制者(A)が担うことになり、服従者(B)は行為選択の意思決定を放棄して、この強制に服することになる、とする。その上で、彼は、「権力の体験とは、何かをさせられるということではなく、制御された行為選択の体験」であり、ゆえに、権力は、行為者A/Bの双方に「選択性」が開かれているときにこそ作動する、と説く(中野敏夫「支配の正当性——権力と支配を新たに概念構成する視野から」井上俊、上野千鶴子、大澤真幸、見田宗介、吉見俊哉・編『権力と支配の社会学』(岩波講座 現代社会学 第一六巻) 岩波書店、一九九六年、六九—七〇ページ)。
- この区別はきわめて説得的であり、妥当であると考えられるが、行為者の行為状況を規定したり、意思決定を放棄させたりすることもまた、ひとつの「方向づけ」であるとはいえないか。したがって、本稿では、中野のいう「強制」もまた、権力のひとつの側面として捉えることにしたい。
- (10) 新川「権力論の再構成にむけて」『法学』(東北大学) 第四九巻第一号、一五三ページ。
 - (11) voluntaryには「強制的ではなく自発的な」、willingには「相手の意をくんで快くする」、「(するのを厭わない)」(必ずしも実行するとはかぎらない)というニュアンスがある。たとえば、a voluntary workerは「自発的に働く人」であるが、a willing workerは「必要があれば働こう」という意思を持つ人である。要するに、voluntaryが文字通り「自発的」であるのに対し、willingには、俗にいう、「空気を読む」ような意味合いが含まれているといえる。

したがって、あえて“voluntary compliance”と“willing compliance”の差異を出そうとするならば、前者には「積極的従属」、後者には「同調的従属」という訳語をあてるのが適当であろうか。

(12) 桜井哲夫『フーコー』(現代思想の冒険者たち 26) 講談社、一九九六年、三一八ページ。

第一章 行為者とコンテクスト——「権力」はどのような観点から捉えられてきたのか？

本章、および次章では、従来、政治学(を含む社会科学)という分野において、「権力」がどのような観点から捉えられてきたのか、という問題について、「現代の権力論史上に古典的な地位をしめるべき文献⁽¹⁾」と評価されているステイヴン・ルークス(Steven Lukes)の*Power: A Radical View* (1974; Second Edition, 2005. 日本語訳書タイトル『現代権力論批判』)を手がかりとして考察していくことにしたい。

ルークスが*Power*において試みたのは、権力の概念の分析、ならびに彼独自の権力観の提案であった。その基本にあるのは、「(ロバート・)ダール(Robert Dahl)をはじめとする多元主義者らの著作をとおして、一九六〇年代アメリカの政治学者たちのあいだに絶大な影響力を樹立した権力観⁽²⁾」に対する批判的な視線である。

ルークスは、このダールらの多元主義的な権力観を「一次元的権力観」(one-dimensional view of power)、「ピーター・バクラック(Peter Bachrach)とモートン・バラッツ(Morton Baratz)が多元主義的権力観に対する批判として示した権力観を「二次元的権力観」(two-dimensional view of power)と名づける。そして、この二次元的権力観を「一次元的権力観を大きく踏み越えていることは疑いない」と評価しつつ、同時に「不十分」であるとし、⁽³⁾一次元的・二次元的権力観への「徹底した批判⁽⁴⁾」として、独自の「三次元的権力観」(three-dimensional view of power)

を提唱するに至るのである。

しかし、これらの権力観は、「権力を行使するもの／されるもの」という、行為者（関係）の存在を前提として成り立っているという点では共通している。その意味で、政治学——とりわけ行動論政治学——において論じられてきた権力は、「行為者視点の権力」であるということができるのである。

1 一次元的権力観

ダールの権力概念——AがBに対して権力を持つのは、AがBに、本来ならばBが行なわないことをさせるときである⁽⁵⁾——に対しては、「一九六〇年代のアメリカの政治学者に絶大な影響力を樹立した」⁽⁶⁾「二〇世紀後半のもっともオーソドックスな権力概念⁽⁷⁾」という評価がある。その意味で、ダールら多元主義者の権力観Ⅱ一次元的権力観を批判したルークスの *Power* の日本語訳書タイトルが、『現代権力論批判』という、原題と比べると大仰な印象を与えるものとなっているのも、決してゆえなきことではないといえるであろう。

さて、ルークスは、ダールが先述の権力概念を示した少しあとで、権力関係について、「Aがaに、本来ならばaが行なわないことをうまくさせるようなAの企てにかかわる⁽⁸⁾」と述べている点に着目する。ルークスは、ここに顕在的権力Ⅱ権力の行使を見出し、権力行使こそが、多元主義者の権力観の中核であるとする⁽⁹⁾。

ダールの権力概念それ自体が妥当なものであるのかどうかという点に関しては、ひとまずおく。ここでの問題は、この権力観がどのようにして得られたものなのか、ということである。ルークスの関心もまた、むしろその点に向けられているようである。

ルークスは、ダールがその主著のひとつ、*Who governs?* (1961) において、ものごとの「決定」に際して、参加者の中で、最終的に採用されるに至った案を発議したのは誰か、別の参加者による対案を拒否したのは誰か、などの点を洗い出すことで個々の参加者の成功／失敗を色分けし、最も高い成功率を誇った参加者を最も影響力のある参加者として位置づけたことに目を向ける。ルークスによれば、このようなダールの手法は、現実の観察可能な「行動」を取り上げるものであって、多元主義者が権力を論ずるときの中心課題が、「決定作成」(decision-making)にあるということの意味するものである。さらにいえば、そこでは、決定には、現実の観察可能な「紛争」が伴うことが想定されている。⁽¹⁰⁾ つまるところ、紛争という「行動」が存在しなければ権力の行使は明らかにできない、というのが、一次元的権力観の立場なのである。

ここでいう「紛争」とは、「意識的に形成され、活動において示され、またそれゆえに、ひとびとの行動を観察することによって見出されると想定されている、さまざまな選好のあいだに起こる紛争」を意味する。さらに、「利害」が政策選好として了解されるがゆえに、多元主義者は、「利害」の紛争イコール選好の紛争であると想定している、というのが、ルークスの見解である。ルークスのまとめによれば、多元主義者にとって、利害とは、いわば「常にそこにある」ものなのであって、明確に示されない、あるいは観察できない利害の存在や、ある人が自分の利害について勘違いしたり気づかなかつたりする可能性などは、想定されていないのである。⁽¹¹⁾

2 二次元的権力観

このような「決定作成」と顕在的な利害に着目する一次元的権力観に異議を唱えるのが、バラックとバラツツの

Two Faces of Power (1962) である。二人は、「具体的決定」において見出される権力の存在は認めつつも、権力のもうひとつの側面を問題にしようとするのである。

バラック・バラッツが注意を促すのは、権力が決定作成それ自体のみならず、決定作成の範囲を制限するというかたちで行使されることがある、ということ、すなわち「非決定作成」(non-decision-making) という問題である。これは、決定作成者に対する挑戦を抑止し、あるいは挫折させる決定、たとえば、政治システムにおいて永続化している、個人や集団のあいだに存在する不平等な利益配分構造の平等化をはかるような行為を妨害したり、骨抜きにしたりする決定である。⁽¹²⁾ これをダールの図式で表現するならば、Aによって、Bが利害の争点化を阻止されている、ということになる。ルークスの理解によれば、「潜在的争点」の顕在化を阻止するために、権力によって「決定」が回避される手法について考察すること、それが二次元的権力観の視角なのである。⁽¹³⁾

しかし、ルークスは、バラック・バラッツも、実際の観察可能な「紛争」に着目している点では、多元主義者と共通している、と指摘する。「多元主義者は政治システム内に存在すると想定されるすべての市民が行動によって示す政策選好を利害であると考えるが、バラックとバラッツもまた、政治システムから部分的に、もしくは全面的に排除されたひとびとが行動によって表明する政策選好、すなわち、目に見えるかたちで、あるいは暗示的に不満を示すことで表明する政策選好を利害であると考える」⁽¹⁴⁾ (強調は引用者) とルークスはいう。つまるところ、一次元的権力観も二次元的権力観も、利害対立という「行動」が目に見えるかたちで存在しないかぎり、権力の姿を捉えることはできない。その意味では、一次元的権力観と二次元的権力観のあいだに、「権力観に関する本質的相違があるわけではなく、権力分析の対象領域に関して食い違いがあるにすぎない」⁽¹⁵⁾ といえるのである。

3 ルークスの疑問——「観察可能な行動」がすべてなのか？

このような一次元的・二次元的権力観の検討を踏まえて、ルークスは次のように考える。「ひとびとの知覚、認識、さらには選好までをもかたちづくり、いかなる程度であれ、ひとびとに不平不満を持たせないこと、それこそが権力の至高の、しかも最も狡猾な行使なのではあるまいか⁽¹⁶⁾」と。これをダールの図式で表現すれば、Aによって、Bは真の利害について認識することを阻まれていた可能性がある、ということになる。要するに、ルークスは、「紛争」、すなわち利害をめぐる対立が生じないように、その芽があらかじめ摘まれてしまうという点に、権力の行使を見て取ろうとしているのである。つまり、本来ならば存在しているはずの利害を隠蔽してしまうものこそが、ルークスの考える権力にほかならない。

いうまでもないことであるが、利害をめぐる観察可能な行動Ⅱ紛争にのみ目を向けているかぎり、隠蔽されている真の利害の姿を捉えることはできない。それはすなわち、権力が行使されたという事実を把握できないということである。ルークスは、「権力は、その姿を捉えられないときにこそ、最も効力を発揮する⁽¹⁷⁾」（強調は引用者）と述べているが、このような語り口にも、観察可能な行動にのみ着目する姿勢に対する、彼の批判的なスタンスがよくあらわれている。その意味で、ルークスが一次元的・二次元的権力観から引き出したのは、大きくいえば、「行動」を基礎として政治現象を捉えようとする視点Ⅱ行動論政治学の限界であるといえるかもしれない。

かくしてルークスは、「あまりに個人主義的である先の二つの権力観（註・一次元的、および二次元的権力観）の〈行動主義的焦点〉への〈徹底した批判〉⁽¹⁸⁾」として、「三次元的権力観」を提唱することになる。

4 三次元的権力観

権力を把握するにあたって、あくまでも観察可能な行動に焦点を絞る一次元的・二次元的権力観を克服しようとするルークスの三次元的権力観とは、具体的にはどのようなものであろうか。

中島吉弘の理解によれば、三次元的権力観とは、「社会的諸力とか制度上の慣行の操作をとおして、あるいは個人の決定をとおして紛争や争点が政治過程から意識的、無意識的に排除される種々様々な方途についての考察を可能ならしめるような視座」であり、具体的には「マス・メディアや社会化の諸過程といった日常のありふれた形態をとおして、人々の知覚や認識、嗜好そのものを造形し支配する」というかたちをとるとされる。ルークスは、この点に、「権力の至高の行使形態をみている」というのである。⁽¹⁹⁾

星野智は、この三次元的権力観を次のように位置づけている。

ルークスの三次元的権力論が問題にするのは、権力行使における観察可能な行動よりもむしろ無活動や無意識的な行使であり、集団や制度といった集合体による権力行使である。ここにおいて、ルークスは方法論的個人主義を斥けることによつて権力行使を行為者 (agent) だけに依拠する立場を乗り越え、個人あるいは集団がおかれているコンテキストとしての構造的な拘束性を権力論の視野に入れて⁽²⁰⁾いる。

さらに星野は、三次元的権力観の特徴を、次のようにまとめている。すなわち、

- (1) 権力行使には観察可能な行動よりも無活動が伴う。
- (2) 権力が無意識に行使される。
- (3) 権力行使を集団、階級、あるいは制度といった集合体あるいは構造に帰属させる。

の三点である⁽²¹⁾。

一次元的・二次元的権力観は、先に見たように、観察可能な行動 \parallel 紛争において権力を見出そうとするものであるが、それはすなわち、紛争の当事者である個人や集団 \parallel 行為者に着目することを意味しているといえるであろう。これに対し、三次元的権力観は、星野のことばを借りるならば、行為者それ自体よりも、むしろ行為者が置かれている構造的な拘束性 \parallel コンテクストに目を向けようとするもの、言い換えると「権力の人格的な側面よりも、構造的な側面に注目⁽²²⁾」するものなのである。この「構造」は、デイヴィッド・イーストンのいう、ものごとのありかたを決定し、促進し、あるいは制限する、「全包括的な構造的文脈⁽²³⁾」として理解することができよう。

しかし、次章において改めて論じるように、三次元的権力観が、一次元的・二次元的権力観と同様に、「権力を使用するもの／されるもの」という行為者（関係）の存在を否定するものではないという点は、強調されなければならぬ。つまり、一次元的・二次元的権力観と三次元的権力観は、何をもって権力が行使されたと考えるか、という点においてはそれぞれ一線を画しているものの、その最終的な関心——誰が・何が権力を握っているのか、そしてその権力が誰に・何に向けられているのかを突き止めること——においては、軌を一にしているということができるのである。

まとめると、一次元的・二次元的・三次元的権力観は、権力を行使するもの／されるものという行為者に着目して権力の姿を捉えようとする、「行為者視点の権力観」として、一括して位置づけることができる。そして、政治学は、このように、「権力」なるものを、「行為者」のあいだに成立するものとして捉えてきたと考えられるのである。

(1) スティーヴン・ルークス『現代権力論批判』中島吉弘・訳、未来社、一九九五年、一三四ページ（中島による訳者解説）。

なお、同訳書は、一九七四年に出版された初版 (Steven Lukes, *Power: A Radical View*, Macmillan, 1974) からの翻訳である。初版の内容は、二〇〇五年に出版された第二版 (Steven Lukes, *Power: A Radical View Second Edition*, Palgrave Macmillan, 2005) に基づくその全体が収録され、同書の第一章となった。第二版では、この第一章のもとに、第二章 Power, Freedom, and Reason、第三章 Three-Dimensional Power、および、付録として、Guide to Further Reading が追加されている。本稿では、第二版を参照し、第一章＝初版の参照箇所については、訳書の該当ページも併せて示した。

- (2) Steven Lukes, *Power: A Radical View Second Edition*, Palgrave Macmillan, 2005, p. 15. (『現代権力論批判』、一〇ページ)
- (3) Lukes, *Power*, p. 25. (『現代権力論批判』、三四ページ)
- (4) Lukes, *Power*, p. 28. (『現代権力論批判』、四〇ページ)
- (5) Robert Dahl, The Concept of Power. *Behavioral Science*, Vol. 2, No. 3 (July 1957), pp. 202-203.
この点の議論のため、この箇所の原文を提示しておく。原文が、A has power over B to the extent that he can get B to do something that B would not otherwise do. である。
- (6) ルークス『現代権力論批判』、一三七ページ〈中島による訳者解説〉。
- (7) 杉田『権力』、一ページ。
- (8) Dahl, The Concept of Power. *Behavioral Science*, Vol. 2, No. 3, p. 204.
本章の註(5)と同様、この点の議論のため、この箇所についても原文を引用しておく。原文は、it (= power relation) seemed to involve a successful attempt by A to get a to do something he would not otherwise do. である。
- (9) Lukes, *Power*, p. 12. (『現代権力論批判』、一四一―一五ページ)

本文で見たように、ルークスは、A has power over B to the extent that he can get B to do something that B would not otherwise do. という一節 (この文を【1】と示す) を、it (= power relation) seemed to involve a successful attempt by A to get a to do something he would not otherwise do. という一節 (この文を【2】と示す) を区別し、後者が多元主義的権力観＝一次元的権力観の中核であると位置づけている。では、ルークスは、どこに【1】と【2】の差異を見出しているのだろうか。

ルークスは、「1」はAの「キャパシティ」、すなわち潜在的権力⇨権力の所有について、「2」はAの「企て」、すなわち顕在的権力⇨権力の行使について述べたものであると解釈する。ルークスがいわんとしたのは、「1」は、Aがどのような条件のもとで権力を持つことになるのか (the extent that)、「ということについての言及であるのに対し」、「2」はAの「企て」(attempt)という、多元主義的権力観の特徴である「観察可能な行動」についての言及であり、よって「1」よりも「2」のほうが一次元的権力観の本質をより具体的に表現している、ということなのであらうと考えられる。

- (10) Lukes, *Power*, pp. 17-19. (『現代権力論批判』、一五—一九ページ)
 - (11) Lukes, *Power*, p. 19. (『現代権力論批判』、一七一—一八ページ)
 - (12) 星野智『現代権力論の構図』情況出版、二〇〇〇年、一二ページ。
 - (13) Lukes, *Power*, p. 25. (『現代権力論批判』、三二—三三ページ)
 - (14) Lukes, *Power*, p. 24. (『現代権力論批判』、三二—三三ページ)
 - (15) 新川「権力論の再構成にむけて」『法学』〈東北大学〉第四九卷第一号、一二九ページ。
 - (16) Lukes, *Power*, p. 28. (『現代権力論批判』、三九—四〇ページ)
 - (17) Lukes, *Power*, p. 1.
 - (18) Lukes, *Power*, p. 28. (『現代権力論批判』、四〇—四一ページ)
- ここで、一次元的・二次元的権力観へとつながっていった、方法論的個人主義 (methodological individualism) に触れておく。

山川雄巳^{かつみ}の整理によれば、アメリカ社会科学における方法論的個人主義は、二〇世紀初頭にその源流を求めることができ、すなわち、論理実証主義 (logical positivism, logical empiricism) とプラグマティズムとの結合である。

論理実証主義は科学方法論として強い影響力を持っていたが、その特徴は、科学的認識の構造と方法を実証的研究と論理的研究の結合に求め、科学についての概念的・体系的な説明を与えようとする点にあった。論理実証主義が形式的で論理への執着が強かったのに対し、プラグマティズムは現実的な傾向が強かったが、検証可能性を重視するという点において、両者には相通するものがあつたのである。

この流れの中で、「統一科学」(the unified science) の理念が練り上げられていく。これは、自然科学の一般原理を人権力を意味づけるもの (一)

文・社会科学の領域にも適用し、諸科学の統一原理にもとづく体系的統一とそれによる世界像の再建の構想を試みようというものである。

この理念が社会科学に与えた影響は、きわめて大きなものであった。社会科学の中に、他の科学領域や哲学との交流・協力関係に立ち、境界領域を超えて他の分野の成果を吸収しようとする姿勢、社会科学を人間の行動を中心として統一させようとする機運を生んだのである。

このような傾向が、行動心理学を論理的に正当化し、方法的個人主義へとつながっていくことになった。観察可能な身体的行動の記述と説明の枠組みの内部で概念を構成し、そこに法則を見出そうというのである。かくして、社会的な世界は個人の身体的行動を媒介とする刺激と反応の無限の作用・機能連関として把握されるようになり、社会学は、世界を、行動に関する感覚的に認識可能な検証命題に置き換える構成物Ⅱモデルとして捉えるようになっていく。また、行動心理学の影響は、社会科学全般へと波及し、第二次世界大戦後、行動科学 (behavioral science) として結実していくことになる (山川雄巳『増補 アメリカ政治学研究』世界思想社、一九八二年、二〇—二二ページ)。

この行動科学と政治学の関係はどのようなものであろうか。行動科学の影響を受けた政治学者たちは、理論検証の基本場面として、政治行動 (political behavior) というレヴェルを設定し、心理学や社会学の行動研究を援用して、制度論やイデオロギー論が中心であった従来の政治学を革新しようとした。こうして、政治学の方法と理論内容は著しく拡充され、一九六〇年代に至って、行動論政治学が成立することになる (山川雄巳『政治学概論 第二版』有斐閣ブックス、一九九四年、三一ページ)。ダールの権力概念の登場は、この流れに位置づけられる。そもそも、彼の権力概念が公表されたのは、一九五六年に創刊された行動科学の専門誌 *Behavioral Science* の *Who governs?* は、ニューヘヴンの具体的事例にもとづく実証研究であった。バラックⅡバラツの研究 *Power and Poverty* (1970) も、ボルティモアの貧困、人種問題などに関する調査にもとづいていたのである。

政治は「徹頭徹尾行動の世界であり、政治から行動を除けば、あとにはなにも残らないといっても過言ではない」(山川『政治学概論』、三二ページ)——一次元的・二次元的権力観に多かれ少なかれ影響を与えていたのは、このような行動論政治学の基本姿勢であったといえるであろう。

(19) ルークス『現代権力論批判』、一四一ページ (中島による訳者解説)。

- (20) 星野『現代権力論の構図』、一一二ページ。
- (21) 星野『現代権力論の構図』、一一八—一九ページ。
- (22) 星野『現代権力論の構図』、一四一ページ。
- (23) David Easton, *The Analysis of Political Structure*, Routledge, 1990, p. 283. (デヴィッド・イーストン『政治構造の分析』山川雄巳・監訳、ミネルヴァ書房、一九九八年、三九一ページ) イーストンは、バクラックIIバラツツ、ルークスらの権力論への取り組みを、この全包括的な構造的制約条件の理解に貢献する方向性を持つものとして好意的に評価している (Easton, *The Analysis of Political Structure*, p. 4, p. 283. 『政治構造の分析』、七ページ、三九二ページ)。

第二章 道具としての権力、コンテキストとしての権力——権力と「権力者」の結びつきは必然か？

ルークスの二次元的権力観の意義は、権力を把握するにあたって、一次元的・二次元的権力観の中心的関心である観察可能な行動という枠組みを超えた視点、すなわち「コンテキスト」という視点を導入したことにあると考えられる。このコンテキストという観点——もつとも、ルークス自身はコンテキストという語を用いてはいないが——によって、権力は、「社会的に構造化され文化的にパターン化された集団の行動や制度上の慣行」によって行使されるものとして捉えられることになった。⁽¹⁾ 言い換えると、権力を行使するもの／されるものという権力関係の当事者のみならず、当事者を取りまく社会制度の権力性を論じることが可能になったのである。たとえば、本稿の第一章で見た中島吉弘、星野智の議論における、知覚や認識、選好をつくりだし、それらを支配することで個人や集団を拘束する、メディアや階級などの権力性がそれに当たる。

しかし、詳しくは後述するが、ルークスは、一次元的・二次元的権力観と同様、「権力を行使するもの／されるも

の“という、行為者（関係）への関心を放棄してはいない。三次元的権力観において前提とされているのは、権力を行使するもの〓権力者がコンテキストを操作し、権力を行使されるものがそのコンテキストの制約を受けて行動する、という図式なのである。

第一章の最後において述べたように、その意味で、一次元的・二次元的・三次元的権力観は、権力を行使するもの／されるものという“行為者”の存在を前提として成り立つ、“行為者視点の権力観”であるということが出来る。この権力観が最も関心を寄せるのは、誰が・何が権力を握っているのか、そしてその権力はどのように行使されているのか、という問題である。それゆえ、一次元的権力観の代表者ともいふべきダールの著書のタイトルが、*Who governs?*、直訳すれば“誰が統治しているのか”であることは、しばしば言及されているように、きわめて意味深長である。

ところで、本稿の「はじめに」において、わたしは、どのような観点から権力を捉えるにせよ、“ものごとの方向づけ”という点に、権力のはたらきの核心を求めることが出来るであろう、と述べた。この“ものごとの方向づけ”を行為者視点の権力観において見出すならば、ものごとを方向づけているのは、当然、権力を行使するもの〓権力者であるということになる。

本章では、この“権力者”という行為者の存在は、権力を論ずる上で本当に欠くべからざる条件なのか、という問題を取り上げる。それは、権力を行使するもの〓権力者の意図を、権力を行使されるものが確実に受け止め、それに従って行動することでものごとが方向づけられる、という、行為者視点の権力観への疑問である。

1 権力行使＝権力者の「意図」の現実化

従来型の権力観、すなわち行為者視点の権力観の内容を改めて整理しておく。杉田敦は、従来の権力観の特徴として、「主体間関係」⁽²⁾あるいは「二者間関係論」⁽³⁾が見られることを指摘している。これは、あるものが他者へとはたらきかけるといふ図式、すなわち、権力をとおして見るならば、権力者が権力でもって他者へとはたらきかけるといふ図式であり、また、権力を行使するもの／行使されるものという二項対立の図式であるといえる。

川崎修は、この二項対立関係を、威嚇、報償、説得の三つに分類する。威嚇は、AがBに、「BがXをしなければ、AはBがして欲しくないYをする」と持ちかける図式であり、AからBへの強制に近い。報償は、AがBに、「BがXをするならば、AはBがして欲しいZをする」と持ちかける図式であり、AとBの取引に近い。説得は、AがBに、Aが望むXという行為をBが自発的に行なうよう仕向けるものであり、これは、AがBの嗜好を変えることに等しい。これら三つの図式において見出されるのは、AからBへのメッセージの伝達であるといえる。⁽⁴⁾一次元的・二次元的権力観においてこのような構図を見て取ることは、比較的容易であろう。では、三次元的権力観においてはどうか。

本稿第一章の4で見た、中島の理解による三次元的権力観の具体的なありかたをもう一度引いてみる。「マス・メディアや社会化の諸課程といった日常のありふれた形態をとおして、人々の知覚や認識、嗜好そのものを造形し支配する」——この一節からすれば、三次元的権力観が必ずしも権力を行使するもの／されるものという構図を前提としていないようにも思われるが、ルークスの真意はどうかであろうか。

ルークス自身は、一次元的・二次元的・三次元的権力観は、「ある同一の権力の基本概念——AがBに権力を行使

するのは、Aが、Bの利害に反するかたちでBに影響を与えるときである——をそれぞれに解釈し、応用したものであると見ることができ⁽⁵⁾」と述べている。したがって、三次元的権力観もまた、権力を行使するもの／されるものという二項対立を基本としていると位置づけることができるわけであるが、それはまた、権力を行使するものⅡ権力者のはたらしきを重視していることを意味するといえる。そのようなルークスの姿勢がヨリ明白にあらわれていると思われ、彼のハンナ・アーレント (Hanna Arendt) ならびにフーコーについての見解である。

ルークスは、アーレントの *On Violence* (『暴力について』) における、次の記述に着目する。

「(権力とは) たんに行為する人間の能力ではなく、他者と協力して行為する人間の能力のことである。権力は決して個人の所有物ではない。権力は集団のものであり、かつその集団が集団としてのまとまりをもちつづけるかぎり、つねに現れるものだからである」

「(権力は) 一国の制度に権力を付与する人民の支持であり、しかもその支持は、そもそも法の制定を可能にした人民の同意の延長なのである。代議制のもとでは、人民が自分たちの統治者を支配しなければならぬ」

ルークスは、このようなアーレントの権力観を、権力がひとびとに対して行使されるという事実が捉えられておらず、また権力がひとびとの抵抗を克服・回避することによってひとびとの服従を確保することへの関心が見られない、と批判している。⁽⁶⁾ 一九九八年に、杉田がこの点を直接ルークスに質したところ、ルークスは、アーレントのように権力を共同的なものとして捉えることは誤りである、と答え、さらに、フーコーについても、フーコーを権力論の文脈で真剣に取り上げる必要性がわからない、と述べた⁽⁷⁾ のことである。とはいえ、さすがに権力論に対するフーコーの影響を無視できなくなったのであろうか、ルークスは、二〇〇五年に出版した *Power* の第二版において、フーコー

について約二〇ページを割いて論ずるに至った。しかし、「(フーコーの研究は)近代の(権力による)支配についての重要な新知見や、きわめて価値のある研究を生み出してきた」と評価しつつ、「その極度にラディカルな姿勢 (ultra-radicalism) を受け容れる必要はない」と断言している⁽⁸⁾のである。あとで見るように、フーコーのいう「権力」は、特定の個人やリーダーなどから発せられるのではなく、社会における関係の中で生み出されるさまざまな作用から生じるものであり、よってそれは、「権力を行使される」ものとして捉えるルークスの見解とは対立することになる。このように、「行使されるものとしての権力」という捉えかたを重視していることから、ルークスが、彼独自の権力観である三次元的権力観においてもまた、「権力を行使する」「権力者」の存在を想定していることが読み取れよう。

したがって、一次元的・二次元的・三次元的権力観は、いずれも「権力者」の存在を前提としているということになる。ヨリ厳密に言えば、権力を行使されるものへとはたらきかけ、何かをさせようとする権力者の「意図」の存在である。このことからすれば、わたしたちは権力者の意図を指して「権力」と呼んでいる、ということができるかもしれない。つまり、一次元的・二次元的・三次元的権力は、いわば権力者の意図にもとづいて「発動される」権力なのである。さらにいえば、権力行使とは、権力者⇨権力を行使するものの意図が、権力を行使されるものによって現実化されることであるということになるろう。

しかし、この「意図」には、曖昧な要素が潜んでいる。杉田は、ダールの権力概念をベースに、この曖昧さの問題点を指摘している。この点こそ、行為者視点の権力観の死角にほかならない。

2 権力者とその意図は確実に存在するのか？

先に見たように、ダールの権力概念は、次のようなものであった。「AがBに対して権力を持つのは、AがBに、本来ならばBが行なわないであろうことをさせるときである」——杉田は、ここから、次のような疑問点を引き出す。ダールが示したような条件のもとに権力が見出されるためには、Aの意図＝メッセージが確実にBに伝わっていることが大前提である。しかし、

○AがBに、「しせよ」と明言するとはかぎらない。

○AがBに、「しせよ」と明言したとしても、Aの意図をBが正確に把握できるとはかぎらない。

○Bが推測したかぎりでのAの意図が、Aの真意と一致しているという保証はない。

すなわち、Aの意図は、Bによって別のかたちで「解釈」される可能性を持っており、それゆえ、BがAの意図を誤読してしまう可能性を否定できない、というのである。

たとえば、Aの意図をBが瞬時に、かつ確実に理解できない事態が生じたとする。このとき、AとBが対等な関係にあるのならば、BはAの真意を確認することができるかもしれない。しかし、上司A／部下Bのように、AがBよりも優位な立場にあるのならば、BはAの反応——たとえば、「そんなこともわからないのか」「そこまで説明しないとわからないのか」などの叱責や冷笑、失笑、皮肉が考えられよう——を忌避して、Aに真意を問いたださないこともありうる。⁽⁹⁾ そればかりか、Aが常に明確な意図を持っているのかどうかすら、断言できない。⁽¹⁰⁾ そもそもそのAの意図なるものが、はてはAの存在それ自体までもが、Bの思いこみによって存在するものとされてしまっているのではないのか、という、根本的な疑問すら否定できないのである。

このような疑問を前にすると、行為者視点の権力観は、権力を行使するものから権力を行使されるものへの確実な意図の伝達を前提としている以上、壁に突き当たることになる。なぜなら、この権力観は、杉田が示したような、権力を行使するもの⇨権力者Aの意図が、権力を行使されるもの⇨Bによって誤解される可能性、あるいは意図そのものの確度・信用度などを考慮しているとはいえないからである。繰り返しになるが、行為者視点の権力観は、明確な意思・意図を抱いた権力者⇨権力を行使するものと、その意思・意図を確実に受け止めることのできる権力を行使されるものの存在を必要十分条件として成り立つ。言い換えれば、行為者視点の権力観は、権力を行使するものと権力を行使されるものあいだに、誤解や齟齬をきたすことなくコミュニケーションが成立していることを必要とするのである。

しかし、杉田の疑問が示しているように、このコミュニケーションが不確かな要素を含んでいるものであるとすれば、行為者視点の権力観は成立しなくなってしまう。それはすなわち、本章の冒頭でも述べたように、権力関係において、権力を行使するもの⇨権力者（の意図）は必然なのか、という問いへとつながっていくことを意味する。たとえば、あるとき、実際には存在していないAの意図をBが存在するものと受け止めてしまい、自分（たち）はAの意図を実行に移すのであると確信してある行動をとった、という例を想定してみる。このとき、Bの行動は、どのように説明されるべきなのであろうか。

この例については、二通りの状況が想定されるであろう。ひとつは、Aが、Aの意図がいかなるときにも存在しているかのようにBに思いこませるべく、手を尽くしているという状況である。この場合は、A（の意図⇨権力）にBが従っていると考えられよう。Aの意図が存在しているとBに思わせているのが、まさしくA（の意図）にほかなら

ないからである。そこに見出せるのは、権力を行使するものⅡ権力者Aと権力を行使されるものⅡBという、二項対立の行為者関係である。

もうひとつは、そもそもAがある特定の意図を抱いていないにもかかわらず、そのような意図をAが抱いているとBが誤解、あるいは推測——俗に言えば深読み——しているという状況である。この場合、少なくとも、AにBが従っているとみなすことはできない。Aの意思とBの行動のあいだに、直接のかかわりを見出すことができないからである。では、Bは何にもとづいてある行動をとったのであろうか。

Bの行動がBの外部からはたらきかけてくるAの意図(であるとBがみなしたもの)——その「意図」が実際に存在するか否かは別として——にもとづいている以上、それは、ある種の権力によって方向づけられたものとみなすことができよう。しかし、その権力は、A(の意図)によって発動されたものではない。Bを、そしてAをも取りまいている状況Ⅱコンテキストから生じたものであると考えるべきであろう。それは、いふならば、「権力」が存在するために、*「権力者(の意図)」*を必ずしも必要としないことを意味しているといえる。このように、A/Bという行為者のあいだに権力を見出せない以上、そこに行為者視点の権力観は成立していない。すなわち、行為者視点のみで権力のありかたを説明することはできないのである。

かく考えると、権力を行使するものⅡ権力者から発動され、権力を行使されるものへと向かっていくものとして、すなわち行為者と行為者のあいだに成立するものとして権力を捉えるのではなく、行為者を取りまくものとして権力を捉えようとする方向へと、視点を変えることが必要になってくる。それは、権力を行使するもの*「道具」*としてではなく、権力を行使するもの／されるものの区別なく、行為者を取りまくコンテキストとして権力を捉えようとする

ることであるといえる。

3 “コンテキスト”の捉えかた——権力者の“道具”として、権力それ自体として

ルークスの二次元的権力観の意義は、先に述べたように、このコンテキストという視点を導入したことにある。ここでは、権力を行使されるものの目に見えないかたちで権力が行使されるため、必ずしも、権力を行使するもの／されるもののあいだの明確なコミュニケーションは必要とされない。しかし、コンテキストを操作しようとする権力者（の意図）については、その存在が疑われることはなく、また、最終的には誰が・何が権力を握っているのか、そして誰に・何に対して権力が行使されているのかという行為者への関心が問題になってくると考えられる以上、二次元的権力観もまた、行為者視点の権力観のひとつとして位置づけられるべきであろう。つまるところ、ルークスが関心を寄せているのは、あくまでもコンテキストを“操作しようとする誰か・何か”のはたらきなのであって、コンテキストそれ自体のはたらきではないのである。

ルークスの議論において前提とされているコンテキストは、いかなれば、権力を行使するものの“道具”としてのコンテキストである。つまり、権力は、この道具としてのコンテキストを媒介として、権力を行使されるもののあるかたを方向づけるのである。しかし、先に見たように、コンテキストを道具として用いようとする“権力を行使するものの意図”が不確かなものであれば、この“道具としてのコンテキスト”という図式は成立しなくなってしまう。したがって、ここで着目されるべきなのは、“権力を行使するものの道具としてのコンテキスト”ではなく、むしろ“権力そのものとしてのコンテキスト”なのである。そのような観点に立つことは、“権力を行使するもの／され

るもの”の二項対立関係という視点、すなわち“行為者”視点から離れることである。要するに、コンテキストという視点から権力を論じることが、”行為者視点の権力観”から”行為者の意図なき権力観”を論じることへとつながっていくのである。コンテキストそれ自体が権力として作用する——本稿においては、ものごとを方向づける——のであれば、もはや、”行為者の意図”を論じることが無意味になるからである。ただし、再三述べているように、これは、行為者視点の権力観の意義を認めないということを意味するものではない。コンテキストそれ自体のはたらしに着目するのであれば、”行為者(の意図)”を取り扱う必要性は薄れてくるということなのである。

4 権力と“権力者の意図”の切断——権力をどこに見出すのか？

本稿の冒頭で、わたしは、イーグルトンの議論がジェンダー研究へとつながっていったフェミニズム、そしてフーコーの議論と関心領域を共有している、と述べた。本章で取り上げた“権力者の意図を必要としない権力”という視点は、とりわけ、「権力を握っている者はどこにもいない、にもかかわらず権力は存在し、働いている⁽¹¹⁾」と要約される、フーコーの権力観と響きあうものであるといえる。このようなフーコーの権力観は、一次元的・二次元的・三次的権力観とどのようにかかわってくるのであろうか。

一次元的権力観から三次的権力観へと至る流れにおいて見出せるのは、どのような場面において権力を見出すことができるのか、という、権力行使の場の移り変わりであるといえる。一次元的権力観では、争点となっている利害対立がまさに決着をつけられようとする場面において、二次元的権力観では、利害対立の争点化を制限しようとする場面、すなわち、どの利害対立を争点とするかを選別する場面において、そして三次的権力観では、利害対立それ

自体を隠蔽してしまうという場面において、というように、権力行使の場は推移してきたのである。

しかし、一次元的・二次元的・三次元的権力観という「行為者視点の権力観」は、ここまで述べてきたように、「権力を使用するもの」が権力を発動する、ということ为前提として議論を進めている。したがって、権力を使用するか否か、行使するのであれば、いつまで行使し続けるのか、など、権力の発動をめぐる問題は、常に権力を使用するもの⇨権力者の意思に左右されることになる。つまるところ、「行為者視点の権力観」において、権力とは、「権力を行使するもの」の意図に貫かれたものとして捉えられているのである。ルークスは、「権力多元主義の理論が構造を無視してきたこと」⁽¹²⁾を問題視し、行為者を取りまくコンテキストの権力性に目を向けることで、彼独自の二次元的権力観を打ち出すに至ったが、そのコンテキストは、最終的には、「権力を使用するもの」の意図を、「権力を使用されるもの」に伝えるという役割を果たす。言い換えると、二次元的権力観において、「権力を使用するもの⇨権力者」は、コンテキストの内側にいながら、自らが置かれている環境⇨コンテキストを操作できる存在なのである。つまり、ルークスは、「行為者たちは、自分たちの運命を決定する上で、完全に自由ではない。主体または個人の行為に課せられた、ある一定の、逃れられない客観的な制約が存在する」⁽¹³⁾という観点から権力を捉えようとした。しかし、「権力のもつ構造的な側面に着目したとはいえ、構造なるものの絶対的決定性に依拠して主体的行為者をそれに全面的に従属させる立場をとったわけではなかった」⁽¹⁴⁾のであり、「主体的行為者に構造からの「相対的自律性」を与えていた」⁽¹⁵⁾ということができる。

一方、フーコーの考える権力はどうか。フーコーは、一般的な、とりわけ一次元的権力観のような権力概念について、

(引用者註・従来の捉えかたにおいては) 権力とは、なによりも禁止の力をもつものだとして解釈するわけなのです。ところがわたしからみれば、そのような権力観は、まったく否定的で、狭い、骸骨のようにひからびたとらえ方にすぎません。それなのに、なんとも奇妙なことなのですが、そうした権力観がこれまで人びとに広く受け入れられてきたわけです。もし権力が、ただたんに抑圧するものでしかなかったのなら、「否」ということ以外何もしないものであったのならば、はたして人びとは権力にいつまでも従ってきたものでしょうか。そんなことがほんとうに可能だと考えているのでしょうか。⁽¹⁶⁾

と疑問を呈する。そして、

ところが現実のほうを見てみると、権力はしっかり立っているし、人びとに受け入れられてもいるわけなのです。その理由はしごく簡単なものです。それは、権力はたんに「否」を宣言する力として威力をふるっているわけではなく、ほんとうはものに入りこみ、ものを生み出し、快楽を誘発し、知を形成し、言説を生み出しているからなのです。権力を、抑圧機能しかもたない否定的な力だと考えるのではなく、社会全体の全域にわたって張りめぐらされた生産網なのだ、⁽¹⁷⁾と考える必要があります。

と指摘してみせる。つまり、彼は、特定の発信源を持たない権力が存在するということを主張したのである。それはすなわち、何らかの意図を背景としない権力である。

この、何らかの意図に貫かれているわけではないという点が、社会全体の全域にわたって張りめぐらされた生産網」という言い回しによって三次元的権力観が示したコンテキストを想起させつつも、フーコーの権力観を「行為者視点の権力観」から区別することになる。三次元的権力観におけるコンテキストが、権力者が発動する権力を、すな

わち権力者の意図を媒介するものであるのに対し、フーコーのいう生産網というコンテキストは、それ自体が権力として作用するからである。要するに、行為者視点の権力観におけるコンテキストは、権力そのものではない。権力者が発動した権力を、権力を行使されるものに伝える道具である。これに対し、フーコーの権力観において、コンテキストは、権力そのものである。さらに、フーコーのいう権力は、特定の意図にもとづくものではない。先に述べたように、フーコーの権力観によれば、コンテキストの背後に、権力者は存在しないのである。

かくして、フーコーの権力観においては、“主体的行為者の相対的自律性”、ひいては“主体的行為者”そのものが姿を消し、個々人は構造Ⅱコンテキストに従属することになる。それはすなわち、先に見たように、“権力を行使するものの道具”から“権力そのもの”へと、行為者を取りまくコンテキストの捉えかたを変えることである。その意味で、フーコー——いうまでもなく、彼は、ダールやバクラックⅡバラツツ、そしてルークスのような社会科学の、ましてや政治学の研究者ではなかったが——は、権力を特定の行為者、すなわち“権力を行使するものⅡ権力者”の手から取り上げ、あらゆる行為者を権力としてのコンテキストのもとに置くことで、すなわち、行為者の意図なき権力という視点を導入することで、権力行使の場を、三次元的権力観からさらに別のところに移したということができよう。

さて、そのようなかたちで捉えられる行為者のコンテキストに目を向けることは、個人や集団は、なぜ、どのようなにして権力に従うのか／従わないのか、権力に従う／従わないという個人や集団の意思決定・態度決定をもたらすものは何かという問題について、すなわち、ものごとの方向づけという権力の本質的なはたらきを支えているものは何かという問題について、より深く考察することへとつながっていく。権力が“権力者の意図”から切り離された以上、

もはや権力への従属の要因を、権力者（の意図）に求めることはできないからである。ここであらかじめ述べておくならば、ジェンダーやセクシュアリティにかかわる「権力」のありかたは、これらの問題に取り組む上で重要な観点を提供してくれる可能性を持っていると考えられる。

したがって、次章においては、ジェンダー・セクシュアリティの概念について検討した上で、そこから引き出される権力観の意義について考察することにした。

- (1) 星野『現代権力論の構図』、一四一ページ。
- (2) 杉田『権力』、一ページ。
- (3) 杉田『権力』、一七ページ。
- (4) 川崎修「権力——強制と自発性」川崎修、杉田敦・編『現代政治理論』有斐閣アルマ、二〇〇六年、二三二—二四ページ。
なお、川崎は、「ルークスは、行為者の間の「利害」の対立をもって権力の存在の証としようとしており、その点では権力をあくまでも行為者間の関係として把握しようとしている」（川崎「権力——強制と自発性」川崎、杉田・編『現代政治理論』、二九ページ）として、本稿とは違った観点から、ルークスが権力を行使するもの＝行為者のはたらきに着目していることを指摘している。
- (5) Lukes, *Power*, p. 30. (『現代権力論批判』、四五—四六ページ)
- (6) Lukes, *Power*, pp. 32-34. (『現代権力論批判』、四八—五三ページ)
- (7) 杉田『権力』、一〇五—一〇六ページ。
- (8) Lukes, *Power*, p. 12.

(9) 無論、Aの真意を確認しなかったがために、BがAの意図を正確に反映した行動をとることができず、Bが真意を確認した場合にAから蒙る叱責以上にマイナスとなる結果——たとえば、AからBへのペナルティ——を招いてしまうことは十分考えられる。しかし、Bが、そのようなのちのちの結果に対する想像や配慮よりも、今、この場での「Aの反応への配慮を優先させてしまうようなケースは、日頃、わたしたちのしばしば経験するところであろう。

- (10) 杉田『権力』、一三―一七ページ。
- (11) 若田恭二「主体、アイデンティティ、身体の政治学——内面化する権力をめぐって——」『関西大学法学論集』第四九巻第六号（二〇〇〇年二月）、二二ページ。
- (12) Easton, *The Analysis of Political Structure*, p. 49. (『政治構造の分析』、七二ページ)
- (13) Easton, *The Analysis of Political Structure*, p. 28. (『政治構造の分析』、四一ページ)
- (14) 星野『現代権力論の構図』、一四―一四二ページ。
- (15) 星野『現代権力論の構図』、一四二―一四三ページ。
- (16) ミシエル・フォーコー「真理と権力」北山晴一・訳、蓮實重彦、渡辺守章・監修『ミシエル・フォーコー思考集成VI（一九七六―七七）セクシユアリテ／真理』筑摩書房、二〇〇〇年、二〇二―二〇三ページ。
- (17) フーコー「真理と権力」『ミシエル・フォーコー思考集成VI』、二〇二―二〇三ページ。